



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）…………… 1
- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 3
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 3
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）…………… 4

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立北部病院）…………… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立北部病院）…………… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立宮古病院）…………… 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古病院）…………… 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立八重山病院）…………… 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立八重山病院）…………… 12

教育委員会事項

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則…………… 14

その他

- 行政書士試験合格者の発表…………… 18

告 示

沖縄県告示第33号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成31年2月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
11527221596	牛	黒毛和種	百合紗	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11378157013	牛	黒毛和種	石2919	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11527225891	牛	黒毛和種	可憐	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11382962474	牛	黒毛和種	平安	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

11477432820	牛	黒毛和種	白夜	黒	2 級	石垣市	有限会社古波蔵牧場
11358911956	牛	黒毛和種	久勝	黒	2 級	石垣市	上江洲真央
31847990001	豚	その他の品種	チクケンアグー259	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847990002	豚	その他の品種	チクケンアグー327	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847990003	豚	その他の品種	チクケンアグー326	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847990004	豚	その他の品種	チクケンアグー325	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847990006	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1710102	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990007	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1720112	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990008	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1810008	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990009	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1820030	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990010	豚	ランドレース種	オキナワアイランド L1830058	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990011	豚	大ヨークシャー種	クロデーミヤボクオキカイ10206	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990012	豚	大ヨークシャー種	ミヤボクアロンオキカイ60021	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990013	豚	大ヨークシャー種	ミヤボクチャンピオンオキカイ10030	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990014	豚	大ヨークシャー種	ミヤボクマルトオキカイ10040	白	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847990005	豚	デュロック種	シムコマシーブオキカイ10070	褐	2 級	国頭村	沖縄県家畜改良センター

沖縄県告示第34号

平成31年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖縄北部	水源かん養保安林	224.02
	土砂流出防備保安林	8.38

沖縄中南部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八重山	水源かん養保安林	583.24
伊是名村	干害防備保安林	1.10
久米島町	干害防備保安林	1.16
座間味村	干害防備保安林	6.48
恩納村	干害防備保安林	9.54
渡嘉敷村	干害防備保安林	2.50
宮古島市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.72

沖縄県告示第35号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成31年2月1日から同月15日まで座間味村漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

平成31年2月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 島尻郡座間味村字座間味57番地 宮平大地、島尻郡座間味村字阿嘉108番地 仲村芳明
- 2 加入区 座間味加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 座間味村漁業協同組合

沖縄県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、平成31年2月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 幸地インター線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	西原町字翁長564番地から 西原町字幸地602番地3地先まで	12.1m ～ 359.4m	1,082.2m
新	西原町字翁長564番地から 西原町字幸地602番地3地先まで	12.1m ～ 356.5m	1,082.2m

沖縄県告示第37号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那覇地方務

局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市泊 1 丁目及び泊 2 丁目
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年12月 1 日から平成31年 1 月14日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第38号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第 1 項の規定により、沖縄市山里第一地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
田中恵理弥	沖縄市山里一丁目 1 番 1 号トラスト山里ヒルズ204

沖縄県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、平成 8 年沖縄県告示第1080号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 西原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 西原町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 8 年12月10日から平成37年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成 8 年沖縄県告示第1080号、平成12年沖縄県告示第230号、平成16年沖縄県告示第224号、平成20年沖縄県告示第299号、平成24年沖縄県告示第453号及び平成27年沖縄県告示第568号の事業地に西原町字内間字須久美田、字千原道田並びに字森川森川及び安次座を加え、西原町字小那覇壺川、前原、桃原及び深伊久、字掛保久尻原及び崎原、字内間内間、字小橋川与那川、字津花波津花波、呉屋田原、西前原及び前原、字呉屋西門、字小波津西、赤毛及び前原、字翁長東原、桃原、前原、西原、坂田升、運堂原及び河良田、字千原千原、字棚原白河、浮溝及び城並びに字上原宮里、大田及び運堂において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

- 1 調達する特定役務の種類
 - (1) 業務名 沖縄県立北部病院清掃業務
 - (2) 業務内容 清掃業務
 - (3) 履行期間 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 営業年数が平成31年 1 月 1 日現在において 5 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が50人以上であること。
 - (4) 従業員制服制度があること。
 - (5) 過去 2 年間に県内において、手術室、集中治療室、感染症病床等清潔区域を含む病床数200床以上の病院の清掃業務の実績を 2 件以上有していること。
 - (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第 2 号）第25条に規定する基準に適合していること。
 - (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準に適合していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 営業概要書
 - エ 病院の清掃業務に関し直近 2 事業年度の契約実績を証明する書類
 - オ 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し及び営業上の許可、認可、登録及び届出の一覧表
 - カ 法人にあっては、登記事項証明書
 - キ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - ク 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 2 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類
 - ケ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - コ その他入札説明書に定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県立北部病院ホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立北部病院総務課 〒905－8512 名護市大中二丁目12番 3 号 電話番号0980－52－2719
 - (3) 申請書等の受付期間 平成31年 2 月 1 日（金曜日）から同月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成32年 3 月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立北部病院が実施する清掃業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃業務 一式
 - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成31年 2 月 1 日付け沖縄県公報定期第4715号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立北部病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県立北部病院ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する期間及び場所
- (1) 時期 平成31年 2 月 1 日（金曜日）から同月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立北部病院総務課 〒905－8512 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980－52－2719
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成31年 2 月 1 日（金曜日）から同年 3 月14日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成31年 3 月15日（金曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立北部病院 2 階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を 5(1)の日時までに 3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立北部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成31年2月1日(金曜日)から同年3月14日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立北部病院総務課
 - (2) 所在地 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 長期継続契約について 当該契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成31年3月14日(木曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hokubu Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
 - (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2019 to March 31, 2020
 - (3) DEADLINE FOR BIDS
March 15, 2019 10:00 a.m.
 - (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Hokubu Hospital
2-12-3 Onaka, Nago City, Okinawa, 905-8512, Japan
Telephone 0980-52-2719

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

1 調達する特定役務の種類

- (1) 業務名 沖縄県立宮古病院清掃業務
- (2) 業務内容 清掃業務
- (3) 履行期間 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 営業年数が平成31年 1 月 1 日現在において 5 年以上であること。
- (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が50人以上であること。
- (4) 従業員制服制度があること。
- (5) 過去 2 年間に県内において、手術室、集中治療室、感染症病床等清潔区域を含む病床数200床以上の病院の清掃業務の実績を 2 件以上有していること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第 2 号）第25条に規定する基準に適合していること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準に適合していること。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 誓約書

ウ 営業概要書

エ 病院の清掃業務に関し直近 2 事業年度の契約実績を証明する書類

オ 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し及び営業上の許可、認可、登録及び届出の一覧表

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

ク 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 2 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類

ケ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

コ その他入札説明書に定める書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県立宮古病院ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立宮古病院総務課 〒906－0013 宮古島市平良字下里427番地 1 電話番号0980－72－3151

- (3) 申請書等の受付期間 平成31年 2 月 1 日（金曜日）から同月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成32年 3 月31日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立宮古病院が実施する清掃業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成31年2月1日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立宮古病院清掃業務 一式
 - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成31年2月1日付け沖縄県公報定期第4715号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立宮古病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県立宮古病院ホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する期間及び場所
- (1) 時期 平成31年2月1日（金曜日）から同月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1 電話番号0980-72-3151
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成31年2月1日（金曜日）から同年3月14日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成31年3月15日（金曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立宮古病院3階講堂
- 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立宮古病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団

体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成31年 2 月 1 日(金曜日) から同年 3 月 14 日(木曜日) まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立宮古病院総務課
- (2) 所在地 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地 1

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 長期継続契約について、当該契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。

13 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に 5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成31年 3 月 14 日(木曜日) 午後 5 時
イ 方法 簡易書留郵便により 3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) JOB
Okinawa Prefectural Miyako Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
- (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2019 to March 31, 2020
- (3) DEADLINE FOR BIDS
March 15, 2019 10:00 a.m.
- (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital

427-1 Hilarashimozato, Miyakojima City, Okinawa, 906-0013, Japan
Telephone 0980-72-3151

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県立八重山病院長 篠 崎 裕 子

1 調達する特定役務の種類

- (1) 業務名 沖縄県立八重山病院清掃業務
- (2) 業務内容 清掃業務
- (3) 履行期間 平成31年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 営業年数が平成31年 1 月 1 日現在において 5 年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が50人以上であること。
- (4) 従業員制服制度があること。
- (5) 過去 2 年間に県内において、手術室、集中治療室、感染症病床等清潔区域を含む病床数200床以上の病院の清掃業務の実績を 2 件以上有していること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第 2 号）第25条に規定する基準に適合していること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準に適合していること。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 誓約書

ウ 営業概要書

エ 病院の清掃業務に関し直近 2 事業年度の契約実績を証明する書類

オ 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し及び営業上の許可、認可、登録及び届出の一覧表

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

ク 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 2 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類

ケ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

コ その他入札説明書に定める書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県立八重山病院ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立八重山病院総務課 〒907-0002 石垣市字真栄里584番地 1 電話番号0980-87-5187

- (3) 申請書等の受付期間 平成31年 2 月 1 日（金曜日）から同月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成33年 3 月31日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立八重山病院が実施する清掃業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成31年 2 月 1 日

沖縄県立八重山病院長 篠 崎 裕 子

1 入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立八重山病院清掃業務 一式

(2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成31年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 平成31年 2 月 1 日付け沖縄県公報定期第4715号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立八重山病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3 (2)の場所で配付又は沖縄県立八重山病院ホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する期間及び場所

(1) 時期 平成31年 2 月 1 日（金曜日）から同月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 沖縄県立八重山病院総務課 〒907-0002 石垣市字真栄里584番地 1 電話番号0980-87-5187

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成31年 2 月 1 日（金曜日）から同年 3 月14日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 3 (2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成31年 3 月15日（金曜日）午前11時

(2) 場所 沖縄県立八重山病院 2 階第 1 講堂

- 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立八重山病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成31年2月1日（金曜日）から同年3月14日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立八重山病院総務課
 - (2) 所在地 〒907-0002 石垣市字真栄里584番地1 電話番号0980-87-5187
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 長期継続契約について 当該契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成31年3月14日（木曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)

- (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2019 to March 31, 2021
- (3) DEADLINE FOR BIDS
March 15, 2019 11:00 a.m.
- (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital
584-1 Maezato, Ishigaki City, Okinawa, 907-0002, Japan
Telephone 0980-87-5187

教 育 委 員 会 事 項

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月1日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号」を「第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号」に、「第10条の表備考第2号」を「第9条の表備考第3号」に、「他の教職に関する科目の単位をもって教育実習」を「教育実習又は養護実習」に改める。

第7条中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

第8条第3項中「附則第32項及び第33項」を「附則第38項及び第39項」に改め、「第1項の」を削り、「同項第1号」を「第1項第1号」に改める。

第9条の2中「附則第18項」を「附則第17項」に改める。

第9条の3中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

第19条第1号ア(ア)及び(イ)の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	を
領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	に改め、

同号ア(カ)から(キ)まで及びイの表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	を
教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	に改め、

同号ウ(ア)の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	を
領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	に改め、

同号ウ(イ)から(エ)まで及びエの表中

--	--	--	--

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
----------	----------	--------------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
-------------------	-----------------------------------	--------------

に改め、

同号オの表中

教科に関する科目	教職に関する科目
----------	----------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
-------------------	-----------------------------------

に改め、同号カ中「附則第13項」を

「附則第14項」に改め、同号カの表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
----------	----------	--------------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
-------------------	-----------------------------------	--------------

に改め、

同号キ中「附則第14項」を「附則第15項」に、「附則第6項及び第12項」を「附則第11項及び第13項」に改め、同号ク中「附則第35項及び第36項」を「附則第38項及び第39項」に改め、同号ク(ア)及び(イ)の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
----------	----------	--------------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
-------------------	-----------------------------------	--------------

に改め、

同条第2号ア中「から第3項まで」を削り、同号アの表を次のように改める。

受けようとする免許状の種類	教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法	各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法	大学が独自に設定する科目の単位の修得方法
中学校教諭専修免許状	免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号から第4号までの例による。	受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。	免許法施行規則第2条の表備考第14号の例による。
中学校教諭一種免許状			
中学校教諭二種免許状			
高等学校教諭専修免許状	免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号の例による。		免許法施行規則第2条の表備考第14号の例による。
高等学校教諭一種免許状			

第19条第2号イ中「第15条第4項」を「第15条第2項」に改め、同号イの表中

教科に関する科目	教職に関する科目
----------	----------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目
-------------------	---------------

に改め、同条第3号ア(ア)及び(イ)並びに

イの表中	教科に関する科目	教職に関する科目	を
------	----------	----------	---

「

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
-------------------	-----------------------------------

」に改め、同条第4号ア(7)及び(イ)並びに

イ並びにウの表中「

教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
----------	--------------

」を

「

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
---------------------------	--------------

」に改め、同条第5号の表中

「

教職に関する科目

」を「

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

」に改め、同条第7号アの表中

「

教職に関する科目（教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法）

」を

「

保育内容の指導法に関する科目

」に改め、同号イの表中

有すること を必要とす る学校の免 許状	在職年数	受けようと する免許状 に関する勤 務年数	最低修得単位数				合計	を
			教職に関する科目					
			教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相 談及び進路指導に 関する科目			
			各教科の指導法	道徳の指導法				

有すること を必要とす る学校の免 許状	在職年数	受けようと する免許状 に関する勤 務年数	最低修得単位数			合計
			各教科の指導法に 関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科 目		
				道徳の理論及び指 導法	生徒指導の理論及び 方法並びに教育リ ングに関する基 礎的な知識を 含む。）の理論 及び方法並び に進路指導 及びキャリア 教育の理論 及び方法	

に

改め、同表備考中「及び体育」を「、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）」に、「教科の指導法」を「教科の指導法に関する科目」に改め、同号ウの表中

有すること を必要とす る学校の免 許状	在職年数	受けよう とする 免許状 に関する 勤務年数	最低修得単位数					合計	を
			教科に 関する 科目	教職に関する科目			教科又 は教職 に 関する 科目		
				教育課程及び指導法に 関する科目		生徒指導、 教育相談 及び進路 指導に 関する 科目			
				各教科の指 導法	道徳の指 導法				

有すること を必要とす る学校の免	在職年数	受けようと する免許状 に関する勤	最低修得単位数				
			教科に関	各教科の指	道徳、総合的な学習の時	大学が	合計

許 状		務年数	する専門的 事項に 関する科 目	導 法 に 関 す る 科 目	間等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目		独 自 に 設 定 す る 科 目	
					道 徳 の 理 論 及 び 指 導 法	生徒指導の 理論及び方法 並びに教育 相談（カウ ンセリングに 関する基礎的 知識を含む。） の理論及び 方法並びに 進路指導及び キャリア教育 の理論及び 方法		

改め、同号エの表中

有すること を必要とする 学校の免 許状	在職年数	受ける 要する 業務年数	うと 免する 状勤	最低修得単位数			
				教職に関する科目		教科又は教 職に関する 科目	合計
				教育課程及び指導法 に関する科目	生徒指導、教育相談 及び進路指導に 関する科目		

有すること を必要とする 学校の免 許状	在職年数	受けようと する免許状 に関する勤 務年数	最低修得単位数			
			各教科の指導法に 関する科目	生徒指導の理論及び 方法並びに教育 相談（カウ ンセリングに 関する基礎的 知識を含む。） の理論及び 方法並びに 進路指導及び キャリア教育 の理論及び 方法	大学が独 自に設定 する科目	合計

改め、同条第 8 号の表中

教科に関する科目	教職に関する科目
----------	----------

教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に 関する科目又は 教諭の教育の基 礎的理解に関する 科目等
-----------------------	---

に改め、同条第 9 号中「附則第18項」

を「附則第17項」に改め、同号の表中

教職に関する科目

を

養護教諭・栄養教諭の教育の 基礎的理解に関する科目等

に改め、同条第10号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専

門的事項に関する科目」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

そ の 他

平成30年11月11日に実施した沖縄県知事の委任に係る平成30年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成31年2月1日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号
沖縄大学	9310001	沖縄大学	9310006	沖縄大学	9310019	沖縄大学	9310030
沖縄大学	9310036	沖縄大学	9310044	沖縄大学	9310045	沖縄大学	9310047
沖縄大学	9310053	沖縄大学	9310058	沖縄大学	9310067	沖縄大学	9310068
沖縄大学	9310087	沖縄大学	9310140	沖縄大学	9310148	沖縄大学	9310162
沖縄大学	9310163	沖縄大学	9310164	沖縄大学	9310170	沖縄大学	9310178
沖縄大学	9310194	沖縄大学	9310201	沖縄大学	9310217	沖縄大学	9310226
沖縄大学	9310233	沖縄大学	9310241	沖縄大学	9310245	沖縄大学	9310247
沖縄大学	9310292	沖縄大学	9310300	沖縄大学	9310317	沖縄大学	9310319
沖縄大学	9310325	沖縄大学	9310346	沖縄大学	9310359	沖縄大学	9310370
沖縄大学	9310385	沖縄大学	9310449	沖縄大学	9310470	沖縄大学	9310475

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号